

保健師養成所の指定審査基準

保健師助産師看護師法第十九条第二号に基づく保健師養成所の指定審査基準は以下のとおりである。

【保健師助産師看護師法施行令】

(学校又は看護師等養成所の指定)

第十一条 行政庁は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

2 (省略)

(学校又は看護師等養成所に係る指定の申請)

第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

【保健師助産師看護師学校養成所指定規則】

(保健師学校養成所の指定基準)

第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。
- 四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

(指定基準の特例)

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 (省略)

(指定の申請書の記載事項等)

第七条 令第十二条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名

七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積

九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名（法人にあつては、名称）、診療科名及び患者収容定員並

びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数（実習施設が二以上あるときは、施設別に記載するものとする。）

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十二条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 長及び教員の履歴書
- 二 校舎の配置図及び平面図
- 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

【看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン】

別添ファイル2参照

【大阪府看護師等養成所の指定申請等に関する指導要綱】

別添ファイル3参照

別表第1(要綱2-(1)及び2-(3)関係)

養成所設置計画書及び養成所指定申請書の関係書類

提出すべき書類	摘要
養成所設置計画書(養成所指定申請書)及び添付書類	
1 設置計画(指定申請)書(表紙)	様式第1-1又は様式第1-2
2 設置計画(指定申請)の概要	様式第2-1
3 学則	
・学則(教育課程の別表を含む。)	
・学則施行規則及び各種規定類(添付書類)	
4 教員等の氏名及び履歴等	
・長、補佐、専任教員及びその他の教員等の氏名、担当科目及び専任・兼任の別	様式第2-2-1
・教員の担当別人数	様式第2-2-2
・長、補佐及び専任教員の履歴総括表(添付書類)	様式第3-1
・長、補佐、専任教員及びその他の教員の履歴書(添付書類)	様式第3-2
・専任教員については、保健師、助産師または看護師免許証の写し(添付書類)	
・専任教員養成講習会を修了した専任教員については当該講習	

<p>会の修了証の写し（添付書類）、大学を卒業した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）、大学院において教育に関する科目を履修した専任教員については履修証明書等の写し（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務主任養成講習会を修了した専任教員については当該講習会の修了証の写し（添付書類） ・長、補佐、専任教員及びその他の教員の就任承諾書の写し（添付書類） 	<p>様式第 3—3</p>
<p>5 施設設備に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎の各室の名称、用途及び面積 ・校舎の配置図及び平面図（添付書類） 	<p>様式第 2—3</p>
<p>6 機械器具及び模型に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具及び模型の目録 	<p>様式第 2—4</p>
<p>7 図書に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書の目録総括表 	<p>様式第 2—5</p>
<p>8 実習施設に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習施設総括表 ・実習施設概要 ・実習施設の承諾書の写し（添付書類） 	<p>様式第 2—6—1 様式第 2—6—2 様式第 3—4</p>
<p>9 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画書</p>	<p>様式第 2—7</p>
<p>参考資料</p>	
<p>1 他の養成所についての設置計画書（指定申請書）又は変更計画書（変更承認申請書）の表紙の写し（統合カリキュラムを行う場合で他の養成所についての申請をしている場合等）</p>	
<p>2 設置趣旨等に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置目的・公益的意義 (2) 地域の実状に照らした学生の確保の見込みに関する状況 	<p>様式第 4</p>
<p>3 準備状況に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事会、学校運営会議等検討状況 (2) 開設までの作業スケジュール (3) 関係団体等の同意了解状況 (4) 専修学校の認可を申請している場合にはその旨 	
<p>4 設置者に関する書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置者の事業内容、組織 (2) 設置者が法人である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の寄付行為又は定款 ・登記簿謄本 ・役員名簿 ・法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書及び収支 	

<p>決算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録、貸借対照表及び損益計算書の写し <p>(3) 設置者が法人設立を予定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可官庁に提出した申請書の写し <p>(4) 資金計画に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金：銀行等の残高証明書等 ・借入金：融資予定額、金融機関名（融資内諾書等の写し）、返済期間、返済計画 ・寄付金：寄付をする者の財産証明書、寄付申込書 ・他の借入金の有無：返済計画等 ・学生納付金 <p>5 養成所の組織図</p> <p>設置主体との関係がわかるもの</p> <p>6 教育計画に関する書類</p> <p>(1) 進捗表(週当たりの講義、実習別時間数を計上すること。)</p> <p>(2) 教育課程の考え方</p> <p>(3) 教育内容（教育内容一覧、シラバス及び実習要綱等）</p> <p>7 実習計画に関する書類</p> <p>(1) 実習計画表</p> <p>(2) 週別病棟別実習生数(他校の実習生を含む。)</p> <p>8 土地・校舎に関する書類</p> <p>(1) 土地・建物の保有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者所有の場合：登記簿謄本 ・寄付を受ける場合：寄付物件の登記簿謄本及び寄付確約書 ・買収又は貸借の場合(土地)：契約書 <p>(2) 校舎の建設計画、各室の配置・面積(略図)</p> <p>9 図書に関する書類</p> <p>(1) 図書の目録</p>	
---	--

(注 1) 様式第 1 及び第 2 は申請書類、様式第 3 は添付書類である。

(注 2) 添付書類は、養成所設置計画書(指定申請書)の所定の位置に編綴して提出すること。なお、最終的に修正を加えた申請書については、表紙及び添付書類を除いた申請書部分のみを提出すること。

(注 3) 参考資料は、養成所設置計画書(指定申請書)とは別々に編綴して提出すること。

(注 4) 「4 教員等の氏名及び履歴等」について、採用予定者は「備考」欄に着任予定を記載のこと。

(注 5) 「5 施設設備に関する書類」について

1 「校舎の配置図及び平面図」

(1) 配置図は、施設全体の配置が理解できるように作成すること。

(2) 実習室、在宅看護実習室及び図書室については、備品の配置図を添付すること。

(3) 平面図には、校舎の各室の名称、用途及び面積を記載すること(様式第2—3に記載したものと一致させること。)なお、申請書の提出時点で建物の整備が完了していない場合には、竣工予定年月日を付記すること。

(4) 校舎を新築又は増改築する場合については、建築に着手したものについてはその工程表を、未着手のものについては工事計画を添付すること。

2 (省略)

(注6) 「6 機械器具及び模型に関する書類」のうち「機械器具及び模型の目録」について、未購入の場合には購入予定一覧を添付すること。

(注7) 「8 実習施設に関する書類」及び「参考資料7 実習計画に関する書類」について

1 (省略)

2 週別病棟別実習生数は看護単位毎に、併設学科及び他校実習生を含めた週ごとの実習生数を記載すること。

(注8) 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書(指定申請書)を提出する場合には、参考資料1を添付することにより、他の同じ設置計画書(指定申請書)に係る参考資料のうち重複するものは省くことができること。

(注9) 「参考資料5 養成所の組織図」については、看護師等養成所以外の養成所を併設している場合には、併設するすべての養成所も含めた組織図とすること。

(注10) 「参考資料9 図書に関する書類」のうち「図書の目録」については、1冊として別綴じとすること。また、分類領域毎に書名(作品名)、著者名、出版社名、冊数、出版年等が記載されていれば、様式は問わないこと。

別添 大阪府看護師等養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について

1 養成所の設置等計画に係る審査の目的

看護師等養成所の設置等に当たっては、看護職員需給見通しの観点から設置等の必要性が充分認められるとともに、短大、大学に比し遜色のない教育環境が得られ、恒久的な運営の見通しを持つよう、必要に応じ指導してきたところである。しかし近年独創性を尊重した教育と充実した教育環境の整備を図ることがより重視されてきていること、設置主体や教育環境整備への取組みが多様化する傾向にあることから、十分な準備期間を確保し、時宜を得た指導及び助言を行う必要が生じている。

これらに対応するため、設置等計画書提出の段階で、需給上の必要性と併せて計画の成熟度等その設置等計画を審査することとし、その結果に応じて効果的な指導を実施し、より充実した内容の養成所の設置等を目指すものである。

<養成所の設置等計画に係る審査の実施方法>

1 審査方法

書類及び実地による調査結果に基づく審査とする。

2 審査項目

(1) 養成所の設置の必要性

- ・地域の看護師等養成状況、看護職員需給見通し、医療計画及び介護保険事業支援計画等
- ・関係団体の同意了解状況や地域住民の要請等からの必要性

(2) 設置等の趣旨等

- ・看護師等養成・教育に関する理念、目的等
- ・設置者の事業内容及び組織
- ・新たに養成所を併設する、課程の増設又は学級数の増加を伴う定員増の場合、既設養成所又は課程の運営状況

(3) 設置等計画の成熟度

- ・設置準備のための体制や組織づくり
- ・教員や実習施設の確保状況、計画性

(4) 土地と建物の保有・校舎建築等の構想

(5) 養成所設置及び運営の見通し

- ・長期的な学生確保の見通し

(6) 資金計画

- ・養成所設置等及び運営に関する財政基盤の安定性
- ・学生納付金の適否
- ・教材、教具、図書等の購入予算の適否

(7) 看護職員需給見通しの策定や医療計画及び介護保険事業支援計画等との関連

3 審査結果の通知

養成所の設置等計画に係る審査の結果は、大阪府知事から審査終了後速やかに申請者に通知するものとする。

附則

この基準は、平成28年2月17日から施行する。

附則

この基準は、平成29年3月17日から施行し、適応は、平成28年11月1日からとする。

附則

この基準は、令和5年4月25日から施行する。